無期

雇用への転換を実効あ

「従事している業務を

雇

三重大学職員就業規則24条に追加された解雇条項に関 する団体交渉の申入れ

…… (われわれは) これらのいずれにしても、現行労働契約法お よびいわゆる整理解雇4要件(または4要素、東京高判1979年 10月29日労民集30巻5号1002ページ) 等により、対応が可 能であると考えます。また、4号、5号については、非常勤・有期 雇用を想定したものであれば一般の就業規則に書くのはなじむもの ではありません。安易な解雇基準の緩和は、許されません。

また、6号にいたっては、無期転換した労働者を対象としたもの とされつつも、今次の労働契約法18条改正にともなう就業規則等 改正の一環として制定された「国立大学法人三重大学無期労働契約 転換者に関する規程」とはまったく無関係の、いわゆる常勤の労働 者にも適用されるものです。したがって、条文上はその当初の追加 目的を超えたところでの運用を可能としかねないものです。この点 当局は、8月7日付けの回答において、その想定される適用の局面 として、「一般的な組織改編等においては、他部局等への配置換等 で対応することとなりますが、人員整理の必要が生じる規模の組織 の廃止については、大学の将来構想を見据え、組織の設置目的やそ の達成度、予算等から広く判断し、学内で必要な手続きを経た上で、 大学として判断することとなる」とされています。「学内で必要な手 続き」とは何かはつきりしていないことも加味すると、この6号は、 われわれの危惧、たとえば、この6号の適用により、学部・学科の 改編・廃止に伴う常勤職員の解雇等の現実化の可能性を示すもので す。文科省から人文学部・教育学部の再編・廃止が話題になってい る今、この改正は、教職員の不安感を不必要に高めるものです。

以上の理由から、われわれは、職員就業規則24条1項4号から 6号のいずれの規定も、国立大学法人三重大学職員就業規則におい て明示することになじまないものと考えます。この点、国立大学法 人三重大学非常勤職員就業規則9条1項4号は、解雇について「職 員就業規則第24条の規定に準じて解雇されたとき」としています が、いずれも準用の範囲を超えるものです。

当労働組合は、これらの規則改正において意図された目的は、い ずれも現行法の範囲での処理が要請されるとの認識のもとで、いず れも三重大学の就業規則等に盛り込むにはなじまないと考えます。 われわれは、三重大学の教職員が安心して働き続ける条件を不必 要に改悪することに反対する立場から、改正三重大学職員就業規則 24条1項4号から6号の規定を削除されるよう、要求するものです。 以

今年4月の有期雇用職員の 約法18条改正にともなって、 団体交渉を申し入れました 合中央執行委員会は、 就業規則に追加された解雇規定につき、 この解雇規定は、 この間の学部長との懇談においても議題となった、 8月 (概要は左掲のとおり 大学当局にその廃止を求めて 同規則24条1項の解 則改正で追加され るものとするための就業規 三重大学教職員組 たもの。

規定を追加するものです。 必要性が生じた場合」との されている組織を廃止する 要性が生じた場合」 なり当該業務を縮小する必

たします。多くのみなさん のご参加を呼びかけます。 団体交渉の日程が決まり あらためてご案内

ゆる常勤の職員等にも適用 職員の範囲を超えて、 されるものです。 条文上、 無期転換した

先の 廃止する必要性が生じた場 合」「従事している業務に

係る資金の受入れが終了と

次第、 性につながるとして、 は廃止を要求しています。 廃止にともなう解雇の可 大学改革にともなう組織

ところが、 その適用対象

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2015年10月13日(火) 第84号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

堀内義隆/編集人 前田定孝

E-mail:horiuchi@human.mie-u.ac.jp

(賃金) とは?

生活の糧」か「仕事に対する報酬

に支払われますが、退職手当が消滅するかわりに、その分が毎月の支給の日に支払われること、それに加えて、支給金 額決定の際に業績等の評価制度がリンクする可能性があります。しかしあらためて「給与とは?」と聞かれても、「よく わからない」と答える人が多いのではないでしょうか。今回は、深井英喜さんに「賃金とは何か」解説していただきました。 今年度から、〈年俸制〉が導入されました。年俸制移行者への給与の支払いは、これまでどおりに毎月1回決まった日

ば、この二つの答えはまったく違う立場を 理的である。しかし経済学的に見るなら てくるだろう。この二つの答えはともに合 酬・評価である」のどちらかの答えが返っ 活の糧である」または「仕事に対する報 表明している。 給与(賃金)とは何かと問われると、「生

労働力を再生産する費用 生存費説-

働者の健康で文化的な生活の維持と、次 らである。労働力の再生産には、現役労 になったりして次期の生産活動が滞るか 足りなければ、労働者は衰弱したり病気 大きさが売った労働力を再生産するのに のでなければならない。なぜなら賃金の 賃金と引き換えに労働者が労働市場で に近い。これによると賃金の大きさは 経済学的にはマルクス経済学の生存費説 売った労働力を再生産するのに十分なも 賃金とは生活の糧であるという意見は、

> 仕事への報酬・評価・ 追加労働投入量の成果

世代の労働力の育成が含意されている。

価とする意見は、近代経済学の限界生産 力説に近い。これによると賃金の大きさ 他方、賃金とは仕事に対する報酬・評

> 働力を一単位追加的に投入することで生 は、他の条件を所与として生産にその労 きさだと考える。 た労働力が生産活動で成した貢献度の大 える。つまりこの成果が、その追加され み出された生産物(成果)の大きさと考

止確に測定するのは困 、の貢献度」を

では、資本と労働が生産活動でそれぞれ は労働力の再生産を第一に考えるため、資 ある利潤(剰余)となる。限界生産力説 配を優先し、その残りが資本の取り分で 本と労働との間の所得分配で労働への分 の観点では異なる立場にたつ。生存費説 観的には妥当である。しかし、所得分配 がなした貢献度の大きさに応じて分配を この二つの説は、どちらも合理的で直

> 受けるため、所得分配の点で一見中立的で ある。しかし実務上、個々人が生産活動 質的には交渉力の高い資本に有利な考え 得分配の分岐点が定まることになり、実 務に適用した場合、労使間の力関係で所 能である。そのため、限界生産力説を実 になした貢献度を正確に測ることは不可

多くの企業が成果主義賃金制度の導入

深井

英喜



生産性が落ちたのである。 課によって信頼が崩壊した職場内での競 度を決定するのは実質的に経営側の胸三 る。特に労働組合が弱い職場では、貢献 測る物差しを定めるのが困難なためであ 争が職員間の共同労働を困難にし、逆に 寸になる。そして、この恣意的な人事考 に失敗している。原因は貢献度を正確に

ろうか。 賃金は生活の糧として考え、個人的な評 では同じというのを聞いたことがある。 外の言葉等による評価は、人間の脳反応 **仙は別のもので代替するのが良くないだ** 脳科学の研究で、金銭的評価とそれ以